

NPO ネパール治水砂防技術交流会の解散に関する件（案）

○(NPO)ネパール治水砂防技術交流会は、以下の理由により解散する（定款第 41 条第 1 項第 1 号）。

- ・主たる解散理由：目的とする特定非営利活動に係る事業の終了
- ・これまで、定款第 1 条 目的 に掲げているネパールにおける治水砂防技術の開発を支援してきた。その治水砂防技術開発を主として行ってきたプロジェクトである JICA ベースの「ネパール治水砂防技術センタープロジェクト」、「ネパール自然災害軽減支援プロジェクト」及びこれらプロジェクトに続く 個別の専門家派遣が平成 20 年までに終了した。

また、当該プロジェクト等の カウンターパートであった技術者達は、平成 28 年?をもって 全員が退職した。

さらに、ネパールは、共和国となり、政府機構の改変によって、ネパール治水砂防局が廃止された。また、地方分権化によって防災行政は、主力が地方に移され、中央政府の防災関連組織が大幅に縮小された。

- ・令和元年度以降の活動としては、技術協力期間中の成果等 諸資料の電子化を行い、同データのコピーを日本で保管する活動を続けてきたが、令和 5 年度を以って終了した。
- ・また、同目的に記載のある治水砂防技術に関する情報交換、防災知識の啓発・普及活動の実施も、上記の組織改革等によって困難になった。
- ・以上のことから、令和 7 年度に NPO を解散することとする。

【参考】

○ネパール治水砂防技術交流会は、平成 5 年 7 月に発足し、平成 12 年 11 月に特定非営利活動法人になった。

○定款第 5 条（事業の種類）

- ①ネパールの治水砂防技術の開発及び啓発・普及に対する支援
- ②日ネ両国間の治水砂防技術の交流を活発化するためのセミナー・シンポジウムの開催
- ③治水砂防に対するネパール国民の意識を高めるための活動支援
- ④ネパールの治水砂防技術の発展のために働くネパール人技術者及びそれを支えるネパール人関係者に対する支援
- ⑤本会の事業に必要な資料の編纂及び刊行
- ⑥治水砂防技術に関する資料の収集及び調査研究

近年⑥について取組んだ結果、令和 5 年度をもって終了した。